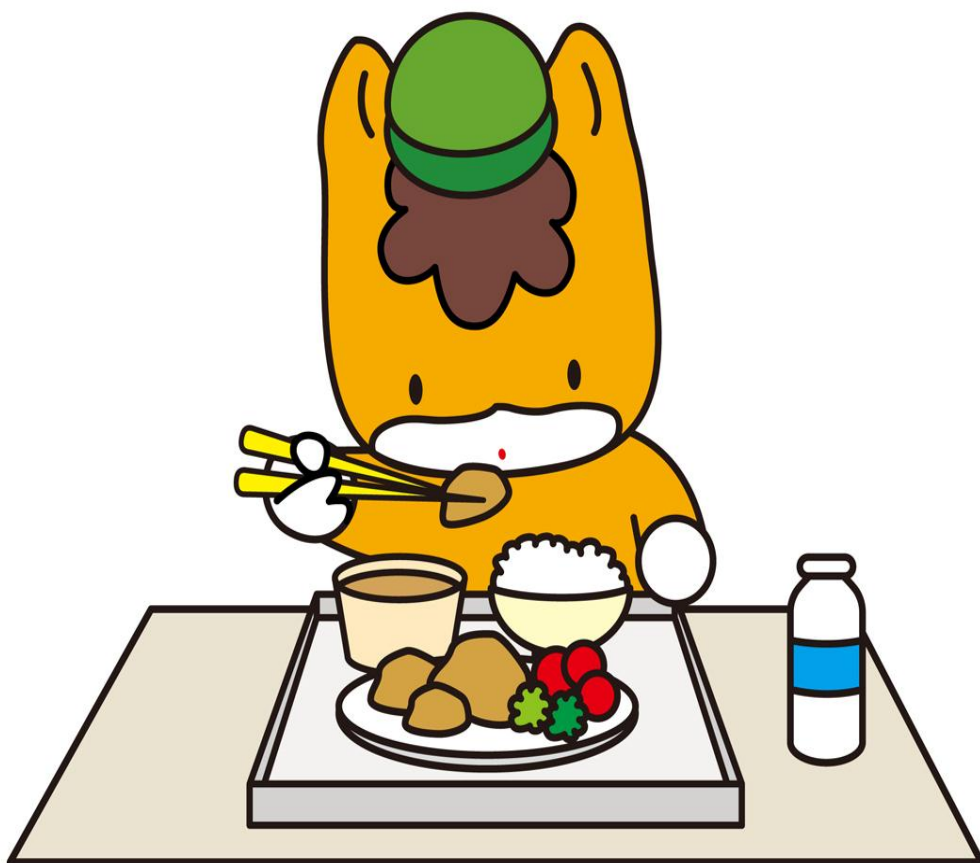


学校における
食物アレルギー
対応マニュアル



群馬県教育委員会
監修:群馬県医師会

はじめに

学校におけるアレルギー疾患対策については、平成19年4月に文部科学省が「アレルギー疾患に関する調査研究報告書」において、アレルギー疾患の子どもたちがいるという前提に立った学校の取り組みの必要性を示し、また、平成20年1月の中央教育審議会答申においても、今後の学校保健を考える上で、アレルギー疾患などの子どもの現代的健康課題に対応するという視点の重要性が示されました。

そして、これらの提言を踏まえ、(財)日本学校保健会ではアレルギー疾患の子どもが安全・安心に学校生活を送ることができるよう「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」を作成しました。

このような中で、平成24年12月に東京都調布市の小学校において、給食を食べた児童が食物アレルギーを発症し死亡するという痛ましい事故が発生し、食物アレルギーを有する児童生徒に安全・安心な給食を提供することが大きな課題となりました。

平成24年度の本県の食物アレルギーを有する児童生徒数は、小・中・高校を合わせて約8,700人おり、そのうちアナフィラキシーの既往のある人数は560名を上回り、今後、食物アレルギーを有する児童生徒は増えていくことが予想されます。

県教育委員会としても学校における食物アレルギーの対応は重要な課題としてとらえ、今年度、「アレルギー疾患用学校生活管理指導表」の改訂や、教職員を対象にしたアレルギー専門医による研修会の開催等を行ってきました。

しかし、学校における食物アレルギーの実際の対応については、各学校の判断で実施されており、県内の統一した対応方針がなかったことから、今回、各学校で食物アレルギー対応に具体的に活用できるマニュアルを作成することといたしました。

学校における食物アレルギーを有する児童生徒への対応は、まず全教職員が食物アレルギーに対して正しい知識を持つ、次に児童生徒の情報をしっかりと収集し、その児童生徒にあわせた「個別取組プラン」を作成し取り組む、そして誤食などの緊急時の体制をしっかりとつakっておく、ということが基本となります。

また、児童生徒には、食物アレルギーのある子についてクラスのみんが正しく理解し、配慮した行動が出来るように指導していくことも大切です。違いを認め合って助け合う中で、みんなが同じように給食の時間を楽しみ、食を通して成長できるものと考えます。

各学校においては、本マニュアルを活用するとともに、さらに各学校でそれぞれの状況にあったマニュアルを作成し、食物アレルギーのある児童生徒の安全・安心に学校生活を送れるようにしていただきたいと思います。

結びに、本マニュアルの作成のために御協力いただきました群馬県医師会並びに委員として編集に御尽力いただきました専門医や学校関係者の皆様に厚く御礼申し上げ、発刊にあたってのあいさつといたします。

平成25年9月

群馬県教育委員会
教育長 吉野 勉

目 次

1 食物アレルギーの基礎知識

- 1 食物アレルギーとは P 1
- 2 アナフィラキシーとは P 8

2 食物アレルギーのある児童生徒への対応

- 1 学校における食物アレルギー対応の基本的な考え方 P 9
- 2 食物アレルギー個別取組プラン作成の手順 P 9
- 3 校内食物アレルギー対策委員会と各委員の役割 P 9
- 4 食物アレルギー個別取組プラン作成の実際 P 13
- 5 学校生活における注意点とその対応（児童生徒への指導） P 19
- 6 校内研修 P 21

3 学校給食における対応

- 1 基本方針 P 23
- 2 基本的実施基準 P 23
- 3 学校給食における主な対応方法 P 23
- 4 アレルギー対応を行うにあたって注意すること P 26

4 緊急時（アナフィラキシー）の対応

- 1 重症度 P 33
- 2 具体的対応法 P 32
- 3 治療薬 P 34

5 各種様式（参考）

- 様式 1 就学時健康診断問診票
- 様式 2-1 食物アレルギーによる給食の対応について（単独校で対応食を行っている例）
- 様式 2-2 食物アレルギーによる給食の対応について（共同調理場方式で除去食調理を行っていない例）
- 様式 3 保護者との面談時の補足確認メモ
- 様式 4 食物アレルギー対応食申請書兼同意書
- 様式 5 食物アレルギー個別取組プラン
- 様式 6 詳細な献立表
- 様式 7 アレルギー対応食確認書
- 様式 8 食物アレルギー対応作業工程表
- 様式 9 食物アレルギー対応作業動線図
- 様式 10 アナフィラキシー緊急時対応経過記録票

